

災害時等相互応援に関する【なかよし協定】

友好関係である_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、災害時におけるお客様と社員の保護の為に独自では十分な対応が実施できない場合に、当該災害等に被害を受けていない会社（以下「応援側」という。）が被災会社（以下「被災側」という。）における応急、復旧、復興対策等を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) スタッフの派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) その他被災側が要請した措置

（応援の要請）

第2条 応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次の掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他応援に当たって留意する事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた会社は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 災害の規模が甚大である等の理由により被災側からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、前条の規定による応援の要請があったものとみなし、応援するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災側の負担とする。

(平常時の協力)

第5条 両社は、平常時において、防災組織体制等に関する情報交換を行う。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、両社が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を防げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両社が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙